

## 懲戒処分の公表について

この度、2026年1月28日に、下記の対象者に対し処分を行いましたので公表します。

記

### 1. 対象者

職種：学校法人立命館 事務職員

### 2. 処分内容

停職（1か月）

### 3. 根拠規程

学校法人立命館教職員就業規則第60条第1項第1号、同条同項第2号および同条同項第10号に定める懲戒事由に該当する。

### 4. 処分の年月日

2026年1月28日

### 5. 処分事由

就業規則に違反するため

### 6. 事案の概要（事実概要）

本件対象者は、課外活動を指導する部に所属する学生に対し、指導中に不用な身体的接触を行った。また、部内でのやりとりの中で学生に心理的負荷をかける不適切な指導を行った。一連の行為は、指導の延長線上であったとしても、社会通念上許容された指導方法であるとは言えない。

（以上）